

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
勝山市	荒土町北宮地	令和3年2月26日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.9ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	10.9ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.8 ha
(備考)	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・水稲している農家は高齢化しているし、後継者がいない。
- ・既に北宮地区内の4割の農家が認定農業者に委託している状況にあるため、新たな生産組織を設立するのは困難である。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・近隣の認定農業者や農事組合法人へ農地を集約していく。
- ・ハウスを活用して園芸作物する農家はこれまでとおり農業を継続していく。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	3.4 ha	水稲	4 ha	北宮地
認農法	B法人	水稲	2 ha	水稲	4 ha	北宮地
	C	水稲	0.8 ha	水稲	2 ha	北宮地
認農	D	蕎麦	0.3 ha	水稲、蕎麦	0.3 ha	北宮地
	E	菊、水稲	1.1 ha	菊、水稲	1.1 ha	北宮地
	F	水稲、園芸作物	0.4 ha	水稲、園芸作物	0.4 ha	北宮地
	G	水稲、園芸作物	1.1 ha	水稲、園芸作物	1.1 ha	北宮地
計	7人		9.1 ha		12.9 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・近隣の認定農業者や農事組合法人に、個人農家が高齢化などにより農業をやめた時には、農地を担ってくれるように事前に依頼しておく。</p>
<p>・ハウスを活用して園芸作物する農家は、収益性を高めるため、園芸作物をPRして高収益化を目指す。</p>